

葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊による災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として、がけ地の防災対策工事を施工する者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することについて、葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対し30度以上の角度をなす傾斜地で自然がけをいう。
- (2) がけ地 がけを含む土地又はがけに隣接する土地をいう。
- (3) がけの高さ がけの下端（地盤面）から上端までの高さとし、防災対策工事を実施する前のものをいう。
- (4) 被災想定家屋 がけの下端からの水平距離が、がけの高さの2倍以内、又はがけの上端からの水平距離が、がけの高さの1倍以内にある居住の用に供する建築物をいう。
- (5) 所有者等 がけ地の所有者、管理者又は占有者。
- (6) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路
- (7) 防災対策工事 がけの崩壊又は土砂の流出による災害を防止するために必要な擁壁等の設置その他の工事をいう。

(補助対象地)

第3条 補助対象地は、被災想定家屋があるがけ地又は道路に面するがけ地で地盤面からの高さが2メートル以上のものとする。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人又は法人である補助対象地の所有者等のうち、町税及び町の使用料等を滞納していないものとする。ただし、公共団体、公共企業体及び宅地造成を業とする者は申請をすることができない。

2 前項本文の規定に関わらず、当該補助対象地の所有者から防災対策工事の施工及びその後の維持管理並びに補助金の受領等についての承諾を得ている場合にあっては、補助対象地の管理者若しくは占有者が申請することができる。

3 補助対象地であるがけ地を複数の個人又は法人が共有している場合は、これを1件の申請とするものとし、当該補助対象地の所有者が連名又は当該所有者の中から選任された代表者が申請しなければならない。代表者が申請をする場合においては、申請、防災対策工事の施工及び助成金の受領について、他の所有者全員の承諾を得なければならない。

4 前項の規定に関わらず、補助対象地が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法

律第 69 号) が適用される場合は、同法第 25 条の規定に基づく管理者を申請者とする。この場合において、申請、防災対策工事の施工及び補助金の受領について、同法第 18 条の規定に基づき集会における決議で決するものとする。

5 前各項に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
(補助回数の制限)

第 5 条 補助金の交付は、補助対象地一筆につき 1 回を限度とする。ただし、補助対象地一筆とその土地に隣接する同一の所有者の土地は合わせて一筆とみなす。
(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、防災対策工事に要する経費の 2 分の 1 以内とし、1 件について 200 万円を限度とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、工事に着手する前に、葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災対策工事設計書
- (2) 工事箇所案内図
- (3) 平面図及び断面図
- (4) 町内入札参加資格者(種目:土木一式)からの見積書
- (5) 土地の所有を証明する書類又は土地所有者の承諾書
- (6) 公図
- (7) 現況写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 8 条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により通知するものとする。

(技術指導)

第 9 条 町長は、申請者の防災対策工事計画について必要な技術指導を行うことができる。
(工事着手届及び完了届)

第 10 条 申請者は、がけ地防災対策工事の着手前及び完了後、速やかに工事請負人と連署して葉山町がけ地防災対策工事着手(完了)届(第 3 号様式)を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、工事完了届に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の支払いが確認できる領収書又はそれに代わるもの
- (2) 工事を行った箇所の施工前、施工中及び施工後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(検査)

第 11 条 町長は、前条の工事完了届が提出されたときは、検査員を指定して検査を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、第 6 条の申請の内容に適合しないと認めるときは、申請者に対し、その負担において指定する期限までに補修を行うよう求めることができる。この場合において、補修が完了したときは、町長は再検査しなければならない。

(交付確定の通知)

第 12 条 町長は、検査の結果、第 6 条の申請の内容に適合すると認めるときには、速やかに助成金額を確定し、葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付確定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 申請者は、前条の検査に合格したときは、葉山町がけ地防災対策工事費等補助金請求書（第 5 号様式）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(取消し等)

第 14 条 町長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 町長が付した条件又は指導等に従わなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく防災対策工事を著しく遅延させ、又は廃止したとき。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付申請書

年 月 日

葉山町長 様

住 所
申請者
氏 名

葉山町がけ地対策工事費等補助金を交付されたく、次のとおり申請します。なお、私は、町税等の納付状況の確認のために葉山町職員が私の世帯の課税台帳等について、調査し、照会し、又は閲覧することを承諾します。

1	工事の箇所	葉山町		
2	工事の内容			
3	工事費用			
4	工事期間	着手予定	年	月 日
		完了予定	年	月 日
5	添付書類	①防災対策工事設計書 ②工事箇所案内図 ③平面図及び断面図 ④見積書	⑤土地の所有を証明する書類 又は土地所有者の承諾書 ⑥公図 ⑦現況写真 ⑧その他	
6	その他			

第2号様式（第8条関係）

葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付決定通知書

葉山町指令第 号
年 月 日

様

葉山町長



年 月 日付けで申請のあった葉山町がけ地防災対策工事費等補助金
について、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 補助金の額 円

2 条 件

- (1) この補助金は、他の経費に流用してはならない。
- (2) 工事を変更若しくは中止する場合には、あらかじめ町長へ申し出なければならない。

第3号様式（第10条関係）

葉山町がけ地防災対策工事着手（完了）届

年 月 日

葉山町長 様

住 所
申 請 者
氏 名

住 所
工事請負人
氏 名

次のとおり届出ます。

1 工事の名称	がけ地防災対策工事
2 工事箇所	葉山町
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了（予定）年月日	年 月 日

第4号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

葉山町長

葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった葉山町がけ地防災対策工事費等補助金
について、審査の結果、次のとおり交付を確定したので通知します。

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

第5号様式（第13条関係）

葉山町がけ地防災対策工事費等補助金請求書

年 月 日

葉山町長 様

住所
申請者
氏名

葉山町がけ地防災対策工事費等補助金として、次のとおり請求します。

一金 円也

(振込先)

フリガナ							
口座名義人							
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協						支店
預金種別	普通・当座	口座番号					

※振込先の通帳の写しを添付すること。